

豊見城市総合交通戦略策定調査等委託業務

《 入 札 説 明 書 》

【問い合わせ先】

豊見城市役所 都市計画部 都市計画課

(担当：豊見山、長嶺、大城)

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1

メールアドレス：koutsuseisaku-g@city.tomigusuku.lg.jp

TEL：098-850-5332

FAX：098-850-6323

1 本業務の目的

本市の総合計画、都市計画マスタープランなどのまちづくり関連施策等を踏まえ、移動円滑化、環境問題への配慮、地域特性や市民ニーズ、土地利用等を考慮した将来のまちづくりに資する豊見城市交通基本計画(以下、交通基本計画)を令和2年度に策定した。

本業務は、交通基本計画を踏まえ、短期・中期の計画目標とその目標を実現するための施策パッケージ検討を行うほか、交通事業とまちづくりが連携した戦略的な交通施策の推進を図るための交通戦略を策定することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 業 務 名：豊見城市総合交通戦略策定調査等委託業務

(2) 業務期間：契約締結の翌日から令和4年2月28日（月）まで

(3) 業務内容：別紙「特記仕様書」を参照

(4) 受注者の決定

本業務の受注者の選定にあたっては、「総合評価落札方式」及び「低入札価格調査」並びに「履行確実性の審査」を試行的に行い選定を行うものとする。

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行業務である。

3 応募参加資格者

次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

(1) 入札参加表明者（企業）

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ② 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。
- ③ 「豊見城市令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者登録名簿」に登録していること。
- ④ 建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく「都市計画及び地方計画」又は「道路部門」の登録を有するもの。なお、有しない場合は選定しない。
- ⑤ 平成28年度から令和2年度までに、沖縄県内又は沖縄県外において同種業務の実績があるか又はそれに類似する類似業務の実績があること。実績が無い場合は選定しない。

【同種業務】：都市の交通基本計画、総合交通戦略の策定に関する業務

【類似業務】：都市の地域公共交通計画(公共交通網形成計画を含む)の策定に関する業務

⑥ 入札参加表明書の提出期限の日から入札及び改札日までの間に本市から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。

(2) 配置する予定管理技術者について

予定管理技術者については、以下の全ての条件を全て満たす者であることとする。

1) 下記のいずれかの資格を有する者

①技術士（総合技術監理部門：建設部門）若しくは（建設部門：「都市計画及び地方計画」又は「道路」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②RCCM（登録部門：「都市計画及び地方計画」又は「道路」）の資格を有する者。

2) 平成28年度から令和2年度までに、沖縄県内又は沖縄県外において同種業務の実績があるか、又はそれに類似する類似業務の実績があること。

【同種業務】：都市の交通基本計画・総合交通戦略の策定に関する業務

【類似業務】：都市の地域公共交通計画(公共交通網形成計画を含む)の策定に関する業務

3) 令和3年5月7日現在の手持ちの業務量(※1)が（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務量とは管理（主任）技術者、担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

なお、業務の履行中に超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理（主任）技術者を以下の[1]から[3]までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合がある。

[1]当該管理（主任）技術者と同等の同種業務実績を有すること。

[2]当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者

[3]手持ち業務量が当該業務で設定している予定管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(※1)国土交通省から発出された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が当該年度から翌年度に変更となった業務については、翌年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

(3) 今回の応募から選定までに際し、専任担当者を割り当て十分な遂行体制がとれること。

(4) 設計業務共同企業体で参加する場合は下記のとおりとする。

① 共同企業体の各構成員は、(1)の①から④及び⑥の条件を満たしていること。

② 共同企業体の代表者は(1)の⑤の条件を満たしていること。尚、代表者以外の構成員はこの限りではない。

③ 各構成員は、分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置すること。また、共同企業体の代表者は、管理技術者を配置すること。

④ 特定設計業務等共同企業体協定書を提出すること。

⑤ 出資比率は、共同企業体の在り方について（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）を参照し、適切に定めること。

4 入札参加表明及び技術提案応募の手続

(1) 書類の提出期限：日時は、「13応募スケジュール」参照

※ 月曜日～金曜日の9：00～17：00（土日祝日及び12：00～13：00を除く）

※ 郵送による提出も可とする。

郵送先

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市役所 都市計画部 都市計画課 交通政策班

電話：098-850-5332

FAX：098-850-6323

(2) 提出書類及び部数：次の5に定める書類2部（正1部、副1部）

※ 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

5 提出書類について

以下の順番に並べ提出すること

- (1) 入札参加表明書（様式1）
- (2) 参加資格に関する確認表（様式2）
- (3) 技術提案書（様式2-1～4）

A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

様式2-2～4合わせて3ページ以内（片面）とし、簡潔明瞭に作成すること

- ① 様式2-2
 - 業務実施方針（着眼点）、業務内容、実施スケジュール案
- ② 様式2-3
 - その他（有益な代替案、重要事項の指摘、業務の円滑化の提案）
- ③ 様式2-4
 - 業務概要に対する貴社の提案

評価テーマ

「総合交通戦略の施策パッケージが、市が目指す将来像に寄与するために留意すべき事項」

(4) 業務実施体制（様式3-1～4）

業務実施体制、役割分担及び管理技術者、担当技術者等の職位、経歴、資格、同種・類似業務の実績等

(5) 参考見積（様式4）

本業務に係る参考見積について特記仕様書・数量総括表に基づき、歩掛を記載すること。なお、採用歩掛については指名通知と併せて通知する。

(6) 会社概要等（様式5-1～4）

組織図、業務内容、資格等、業務実績（過去5年以内）

6 技術提案応募に係る質問及び回答

- (1) 質問受付期限：日時は、「13応募スケジュール」参照

- ※ 月曜日～金曜日（土日祝日を除く）
質問書（様式6）はFAX又は電子メールにて受付を行う。
FAX：098-850-6323
メールアドレス：koutsuseisaku-g@city.tomigusuku.lg.jp
- ※ 質問書の受付有無について電話等で確認を行うこと。
- ※ 電話での業務内容等の質問については、受け付けない。
- ※ 送信件名に『「豊見城市総合交通戦略策定調査等委託業務」に関する質問【業者名】』としたうえで送信すること。
- ※ FAXで質問をする場合は、質問書に返信用のメールアドレスを記載すること。

（2）質問に対する回答

質問に対する回答については、HPにて公表する。

また、入札参加を希望した企業に対して、入札参加の通知と併せて提示する。（日時は、「13応募スケジュール」参照）

7 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申込みを行うこと。

なお、申込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

- ① 資料名：（平成28年度）新しい公共交通システム導入可能性調査 報告書
資料名：（平成29年度）新しい公共交通システム導入可能性調査 社会実験計画書
資料名：（平成30年度）市内一周ルート変更事前調査 報告書
資料名：（平成30年度）将来の豊見城市における望ましい公共交通に関する概略検討書
資料名：（令和元年度）豊見城市交通基本計画策定調査等委託業務
資料名：（令和2年度）令和2年度 豊見城市交通基本計画策定調査等委託業務
- ② 閲覧場所：豊見城市役所 都市計画課
電 話098-850-5332（代表）
- ③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12：00～13：00を除く）とする。

8 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、8,000,000円（消費税込）を見込んでいる。

※ 同金額は技術提案のために設定した金額であり、実際の予定価格及び契約金額とは異なる。

9 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」と

いう。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が豊見城市契約規則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
- ② 入札価格が、「別紙 1 豊見城市建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査について(案)」(以下「別紙 1」という。)により算出された低入札調査基準価格(以下、「低入札基準価格」という。)未満の額で入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、別紙 1 に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)及び「別紙 2 履行確実性の審査・評価のための追加書類等(案)」(以下「別紙 2」という。)に規定する履行確実性の審査を行い、落札者を決定する。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点を 50 点、技術評価点を 100 点とする。

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格/予定価格)

なお、価格評価点の配分点は 50 点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術提案書の内容に応じ、下記ア)からエ)の評価項目毎の合計及び本業務の予定価格が 500 万円を超える場合には、オ)の評価項目を加えて評価を行い、技術評価点とする。

なお、技術評価点の満点は 100 点とする。

ア) 参加表明者(企業)の経験及び能力

イ) 配置予定技術者の経験及び能力

ウ) 実施方針など

エ) 評価テーマに対する技術提案

オ) 技術提案の履行確実性

技術評価点＝(ア)に係る評価点)＋(イ)に係る評価点)＋{(ウ)に係る評価点)＋(エ)に係る評価点) }×(オ)の評価に基づく履行確実性度)

④ 技術評価を算出するための基準

技術評価を算出するための基準は、「11. 参加表明者(企業)、予定管理技術者、予定担当技術者及び技術資料に関する評価について」に示す。

⑤総合評価は入札者の申込みに係る上記ア)からエ)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(3) 入札参加者の選定に関する留意事項

①入札の参加者については、入札参加表明者(企業)の経験及び能力、予定管理技術者の経験及び能力、予定担当技術者の経験及び能力、並びに提出された技術資料により評価を実施した上で、通知する。

②応募者が多い場合は、入札参加表明者(企業)の経験及び能力、予定管理技術者の経験及び能力、予定担当技術者の経験及び能力による審査を行ったうえで、5者を入札参加者として指名する。ただし、評価点が同等の場合はこの限りではない。

10 実施方針及び評価テーマ、並びに履行確実性に関するヒアリングについて

(1) 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング

実施方針及び評価テーマに関するヒアリングは実施しない。ただし、記載内容に疑義が生じた場合は、内容の確認を行う場合がある。

(2) 履行確実性に関するヒアリング

本業務の予定価格が500万円を超える場合には、どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施する。ヒアリングの実施にあたっては、低入札基準価格を下回る者のみ、追加資料の提出及びヒアリングを実施する。

実施場所：豊見城市役所 都市計画課

実施予定日：13 応募スケジュール参照

時間：30分程度

出席者：配置予定管理技術者

①ヒアリングの時間、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

②入札者のうち、その申込みに係る価格が低入札基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほか、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

追加資料の提出に関する連絡は、開札の後に行う。(予定日は、13 応募スケジュール参照)

③提出を求めることとなる追加資料は、別紙2を参照すること。

④ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

11 参加表明者(企業)、予定管理技術者、予定担当技術者及び技術資料に関する評価について

参加表明者(企業)、予定管理技術者、予定担当技術者の資格、経験、能力及び技術資料の評価については、下記項目に基づき実施する。

【評価項目】

① 参加表明者（企業）、予定管理技術者、予定担当技術者の資格、経験及び能力に関する評価項目
 なお、予定担当技術者について、代表担当者による評価をおこなうため、様式3-1において、「代表担当者」と明記する事。

記載がない場合は、様式3-1の1)の担当で評価する。

評価項目		評価の着眼点		配点	様式
参加表明者(企業) の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	下記の順位で評価する 建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく「都市計画及び地方計画部門」又は「道路部門」の登録 ① 有 ② 上記に該当しない場合は選定しない。	—	5
	専門技術力	成果の確実性	平成28年度から令和2年度までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 沖縄県内における同種業務の実績がある。 ② 沖縄県内における類似業務の実績がある。 ③ 沖縄県外で同種又は類似の実績がある。 ④ 業務実績がない場合は選定しない。	1 1 ①:11.0 ②: 6.0 ③:1.0 ④:選定しない	5
予定管理技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：選択科目を建設）、技術士（建設部門：選択科目を「都市計画及び地方計画」又は「道路」） ② R C C M（登録部門：「都市計画及び地方計画」又は「道路」） ③ 上記に該当しない場合は、選定しない。	4 ①:4.0 ②:2.0 ③:選定しない	3-2
	専門技術力	業務執行技術力(業務実績)	平成28年度から令和2年度までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 類似業務の実績、又は類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。 注) マネジメント：管理技術者又は主任調査員。	5 ①:5.0 ②:2.5 ③:選定しない	3-3

			また、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 注) 担当技術者を含む			
	情報収集力	地域精通度	平成 28 年度から令和 2 年度までに完了した業務実績の有無について、下記の順位により評価する。 ① 沖縄県内における同種業務の受注実績 ② 沖縄県内における類似業務の受注実績 ③ 沖縄県内におけるその他の業務の実績 ④ 沖縄県内における実績なし (加点しない)	2	①:2.0 ②:1.5 ③:1.0 ④:0.0	
	専門技術力	成果の確実性 (表彰の有無)	国土交通省、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、その他市町村で、過去 5 年度間のうち、優良技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 同種業務での表彰の実績あり ② 類似業務での表彰の実績あり ③ その他業務での表彰の実績あり ④ 実績なし (加点しない) 表彰の内容がわかる資料を添付する事。	2	①:2.0 ②:1.5 ③:1.0 ④:0.0	
	専任制	手持ち業務金額及び件数	下記の項目に該当する場合は選定しない。 ・手持ち業務の契約金額が、5 億円以上又は、手持ち業務の件数が 10 件以上。 なお、国土交通省から発出された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が当該年度から翌年度に変更となった業務については、翌年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。	—		
予定担当技術者の 資格及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士 (総合技術監理部門: 選択科目を建設)、技術士 (建設部門: 選択科目を「都市計画及び地方計画」又は「道路」) ② R C C M (登録部門: 「都市計画及び地方	3	①:3.0 ②:1.5	3-4

			計画」又は「道路」)			
	専門技術力	業務執行技術力(業務実績)	平成 28 年度から令和 2 年度までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、又は同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 類似業務の実績、又は類似業務をマネジメントした実務経験がある。 注) マネジメント:管理技術者又は主任調査員。また、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。 注) 担当技術者を含む	3	①:3.0 ②:1.5	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	下記のいずれかに該当する場合には選定しない。 ① 業務の主たる部分を再委託する場合 ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	-	左記に該当する場合は選定しない	3-1
		見 積	本業務に係る参考見積を提出すること。 又、見積もりの提出が無い場合又は、見積に関する要件を満たしていない場合は、選定しない。 記載様式は参考資料とする。	-		4
		合 計		30		

② 技術資料に関する評価項目

評 価 項 目		評価の着眼点		配点	様式
実施方針・実施 フロー・工程 表・その他	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		20	2-2
	実施手順	業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		4	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に評価する。		4	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10	2-3
	業務の円滑な実施に関する提案	地域の実情を把握したうえで、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。			

	なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。		—	
評価テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	20	2-4
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		
		事業の重要度及び難易度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
		業務の的確性に著しく欠ける場合は選定しない。		
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	12	
		提案内容を裏付ける類似実績、技術基準や資料などが明示されている場合に優位に評価する。		
業務の実現性に著しく欠ける場合は選定しない。				
合計			70	

1.2 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及びヒアリング等の出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 1事業者あたり、技術提案書は1件とする。

1.3 応募スケジュール

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1) 質問期限日 | 令和3年5月14日（金）17:00 まで |
| (2) 質問回答日（HP掲載） | 令和3年5月18日（火） |
| (3) 入札参加表明書及び技術提案書提出期限 | 令和3年5月21日（金）17:00 まで |
| (4) 入札参加者の通知（指名通知及び採用歩掛の通知） | 令和3年6月11日（金）予定 |
| (5) 入札及び開札予定 | 令和3年6月18日（金）予定 |
| (6) 履行確実性審査追加資料提出日 | 令和3年6月22日（火）予定 |
| (7) 履行確実性に関するヒアリング | 令和3年6月25日（金）予定 |

1.4 入札について

(1) 豊見城市指名競争入札心得の熟読

入札参加者は、豊見城市指名競争入札心得を熟読のうえ、入札に臨むこと。

(2) 入札日時及び入札場所等

入札参加者へ別途指名通知書で通知を行う。また、開札は入札と同時に行う。なお、指名通知予定日は13応募スケジュールを参照すること。

(3) 共同企業体での入札

共同企業体の代表者が入札に参加する場合は、他の構成員連名による入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。代表者以外の代理人が入札に参加する場合も同様とする。なお、詳細については豊見城市指名競争入札心得を参照。

(4) 委託費内訳書の提出

- ① 入札参加者は、委託費内訳書を提出するものとする。
- ② 内訳書の様式は自由とする。ただし、積算の費目については、業務の項目毎に各積算費目の内訳（人件費、直接経費、一般管理費）及び単価を記載し、本委託業務を実施するにあたり一切の費用を積算すること。
- ③ 提出された委託費内訳書は返却しない。
- ④ 談合等があると疑うに足りる事実があった場合は、委託費内訳書を公正取引委員会等に提出することがある。